

別表 1 - 1 社会福祉施設（第 2 条関係）

関連規定	施設 (関連規定の欄の規定に係るものに限る。)
1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 1 項又は第 7 条第 1 項	(1) 障害児入所施設（福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設） (2) 乳児院 (3) 児童養護施設 (4) 児童自立支援施設 (5) 児童自立生活援助事業を行う事業所 (6) 母子生活支援施設
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 13 項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 25 条第 6 号	(1) 宿泊型自立訓練の事業を行う事業所（宿泊型自立訓練事業所）
3 障害者総合支援法第 5 条第 15 項	(1) 共同生活援助の事業を行う事業所（グループホーム）
4 障害者総合支援法第 5 条第 8 項	(1) 短期入所の事業を行う事業所
5 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 2 項、第 4 項又は第 5 項	(1) 養護老人ホーム (2) 軽費老人ホーム (3) 老人デイサービスセンター (4) 老人短期入所施設
6 老人福祉法第 29 条第 1 項	(1) 有料老人ホーム
7 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 8 項又は第 8 条の 2 第 8 項	(1) 通所リハビリテーションの事業を行う施設 (2) 介護予防通所リハビリテーションの事業を行う施設
8 介護保険法第 8 条第 9 項又は第 8 条の 2 第 9 項	(1) 短期入所生活介護の事業を行う施設 (2) 介護予防短期入所生活介護の事業を行う施設
9 介護保険法第 8 条第 10 項又は第 8 条の 2 第 10 項	(1) 短期入所療養介護の事業を行う施設 (2) 介護予防短期入所療養介護の事業を行う施設
10 介護保険法第 8 条第 18 項又は第 8 条の 2 第 16 項	(1) 小規模多機能型居宅介護拠点 (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護拠点

11 介護保険法第8条第19項又は第8条の2第17項	(1) 認知症対応型共同生活介護の事業を行う施設 (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う施設
12 介護保険法第8条第20項	(1) 地域密着型特定施設
13 介護保険法第8条第21項	(1) 地域密着型介護老人福祉施設
14 介護保険法第8条第22項	(1) 複合型サービスの事業を行う施設
15 介護保険法第8条第24項	(1) 介護老人保健施設
16 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第3項	(1) 特定民間施設
17 平成13年5月15日老発第192号厚生労働省老健局長通知	(1) 生活支援ハウス（高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設）
18 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条	(1) 婦人保護施設

別表1-2 医療施設（第2条関係）

関連規定	施設 (関連規定の欄の規定に係るものに限る。)
1 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項	(1) 診療所
2 医療法第2条第1項	(1) 助産所